○近畿地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
福知山市字土師小字梅原一七八番二六から同市字土師小字梅原一七八番二三まで	前	二三・八五～二四・九四メートル　〇・〇四〇キロメートル	
	後	二三・八五～二四・九四メートル　〇・〇四〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
有田市野字北地一六八番一から海南市冷水字大谷二〇二番一まで	前	A　八・八〇～五六・五〇メートル　一三・八〇七キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　八・八〇～五六・五〇メートル　一三・八〇七キロメートル B　一六・八〇～五〇・五〇メートル　〇・三七七キロメートル C　九・二〇～三七・三〇メートル　一・一七二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
箕面市粟生新家一丁目二四四番二地内	前	二二・七〇メートル　〇・〇一〇キロメートル	
	後	二一〇・〇〇メートル　〇・〇一〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	柏原市国分本町七丁目一四二六番九地内	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十月二十六日

国会事項

衆議院

議事日程

十月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

平成二十八年十月二十五日（火曜日）

午後一時開議

第一　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（第百八十九回国会、内閣提出）

第二　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第百八十九回国会、内閣提出）

辞令

（庶務部長）衆議院参事　岡田　憲治

国際部長参事新美潤海外出張不在中同部長事務代理を命ずる（十月二十二日）

参議院

質問主意書転送

十月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

安倍内閣の拉致問題に対する姿勢に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一一号）

人事異動

法務省

検事兼法務事務官　丸山　嘉代

同　森山　智文

平成二十八年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十八年十一月三十日までとする（各通）（十月十七日）

財務省

（国際局次長）財務事務官　土井　俊範

国際局長事務代理を免ずる（十月二十二日）

（国際局次長）財務事務官　土井　俊範

国際局長武内良樹外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（十月二十四日）

文部科学省

青山　周平　大西　英男　猪口　邦子

福岡　資麿　那谷屋正義

日本ユネスコ国内委員会委員に任命する（各通）

松野　博一

願により日本ユネスコ国内委員会委員を免ずる（以上十月二十四日）

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第１号

交通政策審議会から全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918 東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

平成28年10月26日

国土交通大臣　石井　啓一

交通政策審議会の意見（要旨）

１．全国内航鋼船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「245,150円」を「246,150円」に、ただし書の職員「228,700円」を「229,700円」に、部員「186,550円」を「187,550円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「177,250円」を「178,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（事務部職員を除く。）「242,050円」を「243,050円」に、事務部職員「187,950円」を「188,950円」に、部員「180,600円」を「181,600円」にそれぞれ改正することが適当である。